

# ☆ 農業指導情報 ☆

第 6 号

平成31年2月15日



発行： 能代市農業総合指導センター  
環境産業部農業振興課  
能代市上町1-3 (市役所庁舎 2F)  
Tel 89-2182 Fax 89-1774  
二ツ井地域局環境産業課  
能代市二ツ井町字上台1-1  
Tel 73-4500 Fax 73-5224

☆農業関連情報メルマガ  
「のうメル」に登録を!



## 平成31年産米の能代市の「生産の目安」を決定しました

### 能代市の「生産の目安」について

平成30年産米から行政による主食用米の生産数量目標配分が廃止されましたが、引き続き需要に応じた米生産に取り組み、売り先のない過剰な生産は行わないことが重要であることから、能代市農業再生協議会では、秋田県の「生産の目安」をもとに、認定方針作成者の契約実績や販売計画に基づいて、次のとおり能代市の「生産の目安」を算定しました。

### 能代市の「生産の目安」

	平成31年産	平成30年産	増減
数量	20,456トン	20,861トン	▲405トン
面積	3,576ha	3,647ha	▲71ha
単収	572kg/10a	572kg/10a	—
水稻作付率	55.67%	56.5426%	▲0.87%
転作率	44.33%	43.4574%	0.87%

### 農家への「生産の目安」について

#### ◎認定方針作成者（JA・集荷業者）へ出荷される農家の「生産の目安」

農業再生協議会から示された認定方針作成者ごとの生産の目安（水稻作付率）を各農業者の水田台帳面積に乗じて、生産者段階の「生産の目安」を算定します。

#### ◎認定方針作成者へ出荷しない農家の「生産の目安」

市段階の「生産の目安」のベース部分の水稻作付率53%を各農業者の水田台帳面積に乗じて、生産者段階の「生産の目安」を算定します。

### ～農家の皆様へのお願い～

売り先のない米の過剰生産は、米価の下落につながります。

「需要に応じた米生産」を行うため、「生産の目安」に沿った水稻作付にご協力ください。

※認定方針作成者と相談のうえ、作付け計画を立ててください。

### 営農計画書について

営農計画書（水稻生産実施計画書等）は、記入例に基づいて正確に記入してください。記入内容と実際の作付けが異なると、経営所得安定対策等の交付金が受けられない場合があります。

営農計画書は、作付状況を把握するための重要な書類です。交付対象作物の作付けがない場合や水稻のみ作付け、保全管理のみ等も含め、すべての方が提出する必要があります。

**農業協同班長または、農業再生協議会事務局(市農業振興課、市環境産業課、JAあきた白神)へ**

**平成31年3月15日(金)までに必ず提出してください。**

# 平成31年度経営所得安定対策の概要

## 1 水田活用の直接支払交付金

①戦略作物助成 [対象作物を生産する販売農家が対象です。]

対象作物等	交付単価	交付要件等
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a	
WCS用稲	80,000円/10a	
加工用米	20,000円/10a	
飼料用米、米粉用米	55,000円/10a ~ 105,000円/10a	交付単価は収量に応じて増減

## ②産地交付金

### 【地域振興作物に対する助成】

農業再生協議会で策定する「水田フル活用ビジョン」に基づき、対象作物（地域振興作物）を生産する販売農家に対し助成します。

**平成31年度の助成内容については、今後、農業再生協議会で決定次第、お知らせします。**

### 【その他の作物・取組に対する助成】

対象作物等	交付単価	交付要件等
飼料用米	12,000円/10a	多収品種の取組
そば・なたね	20,000円/10a	作付けの取組（※基幹作のみ）
新市場開拓用米	20,000円/10a	輸出米などの内外の新市場開拓の取組
畑地化	105,000円/10a	水田の畑地化への取組（※取組年のみ） 交付対象水田から除外
転換作物拡大	10,000円/10a	県段階で、転換作物が拡大し、主食用米が29年度より減少した場合
平成31年度緊急転換加算（H31限り）	5,000円/10a	県段階で、転換作物が拡大し、主食用米が30年度より減少した場合
高収益作物等拡大加算（新規）	20,000円/10a	市段階で、主食用米が30年度より減少し、高収益作物が拡大した場合

## 2 畑作物の直接支払交付金

出荷契約に基づいて対象作物を生産する認定農業者、認定新規就農者が対象です。

①数量払…大豆、そば等の販売数量に応じて交付されます。品質（等級）に応じて単価が増減されます。

②面積払…数量払の先払いとして、当年産の作付面積に基づき交付されます。

交付単価：大豆 20,000円/10a、そば 13,000円/10a

### 農地の貸し借りについて

農地の貸し借りは、必ず農業委員会の許可を受けてください。許可のない農地の貸し借り（ヤミ小作）は、経営所得安定対策の交付対象になりません。

農地の貸し借りをする場合は、能代市農業委員会事務局（電話89-2935）、または環境産業課（電話：73-4500）へ下記期限までに申請してください。

**申請期限：平成31年4月1日（月）**

# 能代市に移住(Uターン)する方をサポートしています

能代市への移住やUターンを考えられている方に、下記のようなサポートを行っています。  
お気軽にお問い合わせください。



## ◎移住相談窓口

主に県外から移住する方を対象に、移住についての相談対応、市や県の助成制度の案内を行っています。  
窓口のほか、市ホームページや電話・メール等でも対応していますので、ぜひお気軽にご活用ください。  
移住助成の中には、移住前のご登録が必要なものもありますので、事前のご相談をおすすめします。



## ◎若年世帯移住促進奨励金

県外から能代市に移住し、就労(就農を含む)する45歳未満の世帯(世帯主もしくは配偶者の満年齢が45歳未満)を対象に、賃貸初期費用(前家賃、敷金、礼金、保険料等)を助成します。

### ◆奨励金の額

#### ・対象経費の全額(1世帯の上限10万円)

(転入日において世帯主が18歳未満の子を養育している場合には、子1人につき5万円を加算。最大上限20万円となります。)

対象要件等の詳細については、能代市ホームページをご覧ください。

### 【移住に関するお問い合わせ】

能代市総合政策課 移住相談窓口 電話:0185-89-2142 E-mail:sougou@city.noshiro.lg.jp

## ◎能代市奨学金返還助成制度

能代市では、次代を担う若者の人材確保や定住支援のため、能代市内に居住し、就労(就農を含む)しながら奨学金を返還している方を支援いたします。

### ◆助成の対象となる方

能代市内に居住しながら奨学金を返還(予定者を含む)し、次のいずれかに該当する方。  
(転居を伴う転勤者や公務員等は除きます)

- ・平成28年度以降に高校、大学等を卒業又は中途退学し、29年4月1日以降に就職した方
- ・平成27年度中に高校、大学等を卒業又は中途退学し、29年4月1日以降に初めて就職した方
- ・平成28年以降にAターンし、就職した方  
(大学等での就学以外で能代市外に1年以上の居住実績がある方)

### ◆助成対象奨学金

- ・日本学生支援機構
- ・秋田県育英会
- ・能代市奨学金
- ・秋田県社会福祉協議会教育支援資金

### ◆助成上限額

- ・年額10万8千円(最大10年間)



### 【問合せ先】

能代市教育委員会 学校教育課 電話:0185-73-5281



# 「秋田県農地中間管理事業」に関するお知らせ

## 農地の貸し借り おまかせください。

秋田県農業公社は、知事から指定を受け農地中間管理事業を行っています。  
この事業は、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を  
農業公社が借り受け、担い手農家に貸し付ける制度です。



お預かりした農地は、  
地域の担い手が  
責任を持って耕作します。

契約期間が終了すれば、  
農地は返却します。  
(継続も可能)

毎年の賃料は、  
公社が直接農地の所有  
者にお支払いします。



固定資産税の軽減や条件不利地域の耕作にかかる県の  
助成金等の措置も受けられます。

ぜひ一度、市町村・農業委員会にご相談ください!!



公益社団法人 秋田県農業公社

TEL 018-893-6223

FAX 018-895-7210

E-mail [chukankanri@ak-agri.or.jp](mailto:chukankanri@ak-agri.or.jp)

農地中間管理事業は、農地の貸し借りを行う国の事業で、耕作されなくなる農地を「農地の受け皿」である農地中間管理機構(秋田県農業公社)が借り受け、担い手農家に貸し付けるものです。

秋田県では、平成26年度の事業開始以来、県内全ての市町村で活用されており、これまで約10,000haの農地を担い手農家に集積しています。

5年後、10年後も農地を大切に守り未来に繋いでいくために、ぜひ、農地中間管理事業による農地の貸し借りをご活用ください。

### ◎農地中間管理事業に関する各種事業について

#### (1)説明会、相談会

事業の説明やご相談につきましては、5人以上集まっていただけますと、農業公社の職員が、いつでも皆様の地域の集まりに伺います。

#### (2)農地中間管理機構関連ほ場整備事業(県営事業)

5ha以上のまとまった農地全てを農地中間管理機構に貸し付ける(※1)ことで、農業者の費用負担無し(※2)で、ほ場整備事業が実施できます。(※3)

※1 貸し付ける期間は、事業計画の公告日から15年間以上です。

※2 ほ場整備事業実施前に行う調査計画事業について、農業者の費用負担がある場合があります。

※3 事業実施には、この他にも要件がありますので、お問い合わせください。

#### (3)農地耕作条件改善事業

区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備や、高収益作物への取組(※1)に関して、助成が得られます。(※2)

※1 作物転換プラン作成、土壌分析、導入1年目の種子・肥料等営農に要する経費等が対象です。

※2 事業実施には要件がありますので、お問い合わせください。

◎事業に関するお問い合わせは

秋田県農業公社(電話:018-893-6223)

農業公社ホームページもご覧ください <http://www.ak-agri.or.jp/>

能代市農業振興課(電話:0185-89-2182)、または能代市農業委員会(電話:0185-89-2935)